門型標識等個別施設計画



令和８年８月

江東区土木部施設保全課

目次

１　道路附属物（門型標識）の現状と課題 ２

２　道路標識のメンテナンスサイクルの基本方針 ２

２－１　老朽化対策における基本方針 ２
２－２　新技術等の活用方針 ３
２－３　費用の縮減に関する具体的な方針 ３

３　計画期間 ３

４　施設の点検結果 ４

５　これからの取り組み ４

５－１　維持管理水準 ４
５－２　定期点検・診断 ４
５－３　修繕方針 ５
５－４　修繕期間 ５
５－５　新技術等の活用 ５

６　集約・撤去 ５

７　個別施設一覧（全１基） ６

１　道路附属物（門型標識）の現状と課題

江東区が管理する供用中の門型標識は、令和８年４月１日現在１基であり、平成２５年２月に都市計画道路補助２００号線の改良に伴い新設したものである。当該標識は「江東区地域防災計画」上で緊急輸送道路指定路線のうち第二次に指定されている重要度の高い路線に設置されている。

また、臨海部に設置されていることもあり塩害による部材の腐食など、施設の老朽化は確実に進んでいくことが懸念される。

今後も、金属片の剥落など事象が顕在化され、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となる。



江東区越中島３－４（特別区道江１２５号）

２　道路標識のメンテナンスサイクルの基本方針

道路標識の老朽化対策を確実に進めるため、現場点検、診断、措置及び記録によるメンテナンスサイクルを確立し、具体的な点検頻度や方法を定め、計画的な維持管理を推進する。次に門型標識の維持管理における基本方針を示す。

２－１　老朽化対策における基本方針

本区が管理する門型標識は１基であり、第二次緊急輸送道路上に設置された重要な道路附属物であることから、安全性の確保及び案内機能の維持を最優先とした維持管理を行う。

（１）予防保全型管理への転換

定期点検により施設の状態を継続的に把握し、損傷が進行して施設機能に支障を生じる前に必要な補修を実施する予防保全型管理を推進する。これにより施設の長寿命化を図るとともに、維持管理費の縮減及び平準化を図る。

（２）計画的な維持管理の実施

５年に１回の定期点検を継続的に実施し、健全性の診断結果に基づき適切な時期に対策を実施することで、安全性及び信頼性を確保する。

（３）ライフサイクルコストの縮減

施設の状態把握を適切に行い、予防保全型管理を継続することで、大規模修繕や更新に伴う財政負担を抑制し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

２－２　新技術等の活用方針

持続可能な維持管理業務を実現するため、定期点検や修繕工事の設計時においては、国土交通省の新技術情報システム（NETIS）などを活用し、有効な技術を積極的に取り入れ、コスト縮減、工期短縮及び施工性の向上を図っていく。

なお、計画期間内に実施する定期点検又は補修検討において、新技術活用の検討を１回以上実施することを目標とする。

２－３　費用の縮減に関する具体的な方針

門型標識は道路利用者への案内機能及び災害時の交通確保において重要な施設であり、現時点では必要不可欠な道路附属物であることから、計画期間内における撤去は想定していない。

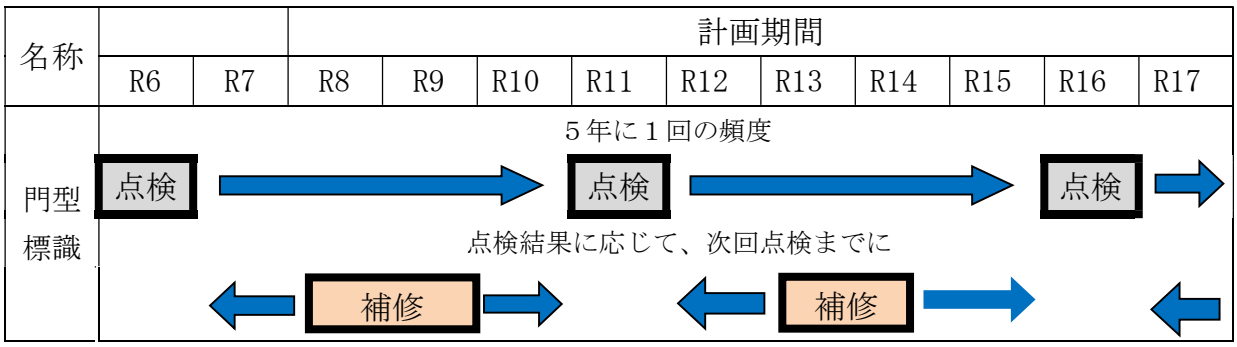
今後については、道路ネットワーク、交通状況及び案内体系の変化を踏まえ、施設の必要性を継続的に検証する。なお、大規模修繕又は更新が必要となった際には、撤去や集約化の可能性についても併せて検討する。

また、予防保全型管理及び新技術の活用により、維持管理費の縮減及び事業費の平準化を図る。

その後、点検・診断結果に基づき必要な措置を適切な時期に着実かつ効率　的・効果的に講じ、点検記録と共に記録してメンテナンスサイクルを回すことで、老朽化対策を推進していく。

３　計画期間

５年に１回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔を明らかとなるように計画期間は１０年とする。なお、点検結果などを踏まえ、適宜、計画を更新する。



点検計画のイメージ

４　施設の点検結果

前回の点検は令和６年７月に実施している。江東区で管理する門型標識は平成２５年２月に新設した１基のみである。設置して１０年程度経過しているが、判定区分はⅠとなっている。

判定区分

区　分		状　　態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

５　これからの取り組み

５－１　維持管理水準

点検・調査の結果、診断された施設ごとの健全性の判定区分により、措置（対策、監視など）を実施する。

将来的には、「健全性Ⅱ以下」を管理目標とする。

５－２　定期点検・診断

道路標識の定期点検は、「門型標識等定期点検要領（令和６年３月）国土交通省道路局」に基づき、５年に１回の頻度で、近接目視による点検を実施し、健全性の判定を４段階で区分して構造物の状態を把握していく。

なお、現在国土交通省では「門型標識等定期点検要領」の改訂を進めており、新たな点検要領の施行通知があった場合には、その要領に基づくものとする。

次回の定期点検は令和１１年度を予定している。

５－３　修繕方針

（１）定期点検・詳細点検の結果に基づく健全性診断に応じて対策を講じる。

（２）健全性Ⅲ・Ⅳは、変形状態を確認後、必要に応じて、直ちに応急対策を実施し、健全性Ⅱ以下の状態となるよう必要な対策を実施する。

（３）対策は、部材ごとの損傷状況により、その範囲・規模・修繕方法を決定し実施していく。

５－４　修繕期間

現在の施設は、管理水準を満たしているため、修繕期間を設けていない。

今後の定期点検結果に基づき、修繕が必要と判断された場合は、点検後、次回の定期点検までに計画・修繕を実施していく。

５－５　新技術等の活用

本計画期間において実施する点検及び補修設計時には、新技術活用の可否を毎回検討する。新技術の活用が可能な場合は、点検又は修繕業務において従来手法と比較して令和１６年度までに１０％以上又は５万円以上のコスト縮減を目標とする。なお、現時点では対象施設が１基のみであることから、今後の技術開発及び市場動向を踏まえながら、当該目標の達成に努めるものとする。

６　集約・撤去

本区における門型標識は、平成２５年に設置した１基のみであり、令和６年度の定期点検の結果においても判定区分はⅠとなっている。そのため、現時点では集約・撤去は想定していない。一方で、国土交通省の小規模附属物点検要領によると、「約３０年経過した単柱式の標識は、腐食率と撤去率が増加する傾向がみられ、亜鉛メッキの耐用年数等も参考にすると、基本使用年数は３０年が一つの目安になると考えられる」とされている。よって、本区においても、基本使用年数は３０年と考え、今後の定期点検の結果によって大規模な修繕を行う必要が生じた場合は、周辺環境や利用状況を踏まえたうえで撤去について検討し、維持管理費のコスト削減を図っていく。

7　　個別施設一覧

（全１基）

No	設置場所	設置年度	構造形式	車道幅員	直近点検年度	健全性	次回点検年度	対策内容	着手年度	完了年度	概算事業費
1	越中島三丁目４番先 特別区道江 125 号	H25 年 2 月	鋼製門型	36m	R6	Ⅰ	R11	－	－	－	約 60 万円